

# 世田谷区基本計画大綱

平成25年4月18日 第8回世田谷区基本構想審議会資料(答申)



## 世田谷区基本計画大綱

世田谷区は新たな基本構想のもと、平成 26 年度を初年度とする向こう 10 ヶ年の基本計画を策定することとしている。新たな基本計画において、基本構想に定められた目標や理念を踏まえ、政策の具体化を進めていくべきであることから、世田谷区基本構想審議会では、策定にあたっての基本的な考え方などを整理し、基本計画大綱として明らかにする。

### 1. 策定にあたって

世田谷区基本計画は区政運営の基本的な指針であり、中長期的な展望を踏まえ、向こう 10 ヶ年の政策・施策を総合的かつ体系的に明らかにする最上位の行政計画として、基礎自治体の自律性、主体性にもとづき策定することが求められる。

基本計画の構成は、計画策定の背景や意義を示す「基本的な考え方」、先導性、創造性を持ち、分野横断的な観点から区政を牽引する「重点政策」、各分野の政策・施策の全体像を明らかにする「分野別政策」、地域・地区ごとの将来像を示す「地域ビジョン」、行政の執行体制や財政計画などの方針を示す「実現の方策」の各章からなる。

基本計画では、計画策定の背景および中長期的な展望として、基本構想でも触れられている人口構成、家族形態の変化や、かつてのような経済成長を前提とした社会の再来は望めないといった課題認識を示すとともに、区財政の見通し、公共施設や都市インフラの老朽化などの状況、自治権拡充の動向など、今後の区政の推進にあたって踏まえるべき点を明確にする。

また当審議会での議論や、区民の意見・提案を尊重するとともに、引き続きパブリックコメントなど区民の意見を聴取する機会をつくり、幅広い区民の参加を得ながら基本計画を策定する。

## 2．基本方針

基本構想に込められた目標や理念を踏まえ、次の3点を基本計画における基本方針とする。

### ・住民自治の確立 - 参加と社会的包摂 -

区民が主体的に地域を運営する住民自治の確立に向けて、区の計画や条例の策定などへの区民参加の機会を充実するとともに、地域行政を進め、住民の意思を尊重した区政運営を行う。また、だれであれ同じ世田谷区の一員として受け入れ、それぞれが自らの意思で生き方を選択しながら地域社会に参加することができる、社会的包摂のしくみをつくる。

### ・環境と調和した地域社会の実現

みずとみどりに恵まれた良好な生活環境を守り、次の世代に伝えるとともに、都市の新たな魅力や活力を創出するため、一人ひとりの暮らし方や都市機能のあり方を見直す。生活を支える環境・エネルギーへの取り組みや災害への備えを、区民、事業者、行政それぞれが主体的に進めることにより、環境と調和のとれた、何かあっても立ち直れる復元力を持った地域社会をつくる。

### ・自治権の拡充と持続可能な自治体経営の推進

地方分権の動きの中で、東京都内で最大の人口を擁する基礎自治体として、地域の実情や区民のニーズを踏まえ、主体性や独自性を持った政策展開を図る。都区制度改革を進め、区への権限委譲や財政自主権の確立など自治権の拡充をめざすとともに、限られた資源を最大に生かして行政経営改革に取り組むことにより、強固で安定した財政基盤を確立し持続可能な自治体経営を行う。

### 3．策定にあたり留意すべき基本事項

基本計画を策定するにあたり、留意すべき基本事項を示す。

#### (1)「九つのビジョン」の実現に向けて

「九つのビジョン」の実現に向け、それぞれのビジョンに込められた目標や理念を踏まえ、以下の基本事項に留意し、政策の具体化を進める。

#### 個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする

多様性を認め合う社会をめざし、外国人とともに暮らす多文化共生の取り組みや、男女共同参画の推進、障がい理解の促進、人権意識の普及・啓発などを進める。

個人の尊厳を守り、DV や虐待の防止、成年後見制度の普及など、権利侵害を受けやすい人への支援を進める。安心して暮らし続けるための相談体制を充実し、セーフティネットを確保する。

また情報が氾濫する中で適切な選択ができる自立した消費者となるため、学習機会の提供をはじめとする支援体制を充実する。

ライフステージに応じて社会参加ができるようサポートを行うとともに、地域住民の支えあい活動や世代を超えてだれもが集える場づくりなど、住民同士がゆるやかなつながりをつくるための自主的な取り組みを支援する。

## 子ども・若者が住みやすいまち、住みたいまちをつくる

次代を担う子どもの健やかな成長のため、家庭、学校、地域、行政が連携し、地域全体で子どもを育む取り組みを支援する。また自分たちの役割や居場所を見つけ、多様な体験ができる機会を、区民や地域団体、NPO とともに提供する。

交流の場や機会を充実し相談体制を強化することによって、子育て家庭の孤立を予防し、子育てに不安や負担を感じる家庭を支援する。さまざまな子育て環境から生ずるニーズに対応できるよう、事業者と連携・協力して保育の質を確保しながら量の整備に取り組む。「世田谷9年教育」など世田谷らしい特色のある教育の質の向上に取り組むとともに、幼児教育の充実を図る。

子どもの人権擁護のしくみを効果的に活用し、声をあげにくい子どもにとって必要な支援を行う。また、いじめや虐待の防止、発達障害など課題を抱えた子ども・若者の支援に取り組む。

若者が地域の貴重な人材、また次代を牽引する担い手となるために、地域で活躍する場や機会を創出する。生きづらさを抱えた若者を支援し、将来に希望が持てるよう、やり直しができる地域社会をめざす。

## 健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする

少子高齢化や家族形態の変化、単身高齢者の増加などによって生ずる多様なニーズに柔軟に対応するため、総合的な保健・福祉施策に取り組む体制を整える。

保健・医療・福祉の連携を強化し、自宅や住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談機能の充実や質の高い在宅療養環境の整備を図る。障がい者や高齢者の在宅生活を支える基盤を身近な地域で確保するとともに、保健医療福祉サービスの全区的な拠点を都立梅ヶ丘病院跡地に整備する。

健康寿命の延伸をめざし、生活習慣病対策や介護予防を進めるため、望ましい生活習慣実践への啓発などを行うとともに、がん対策の推進を図る。また、こころの健康や精神疾患に関する啓発と相談支援体制の強化など、こころの健康づくりを進める。

地域で育てた人材や事業者との協働、地域資源の活用によって地域福祉を推進する

ことにより、孤立しがちな人を地域で見守り、適切なサービスにつなげるなど、だれもが安心して暮らしていくことのできる地域社会を構築する。

また共同で生活するシェアハウスなど、地域でいつまでも住み続けることができる新たな暮らし方を支援していく。

### **災害に強く、復元力を持つまちをつくる**

老朽化しつつある道路や橋梁などのインフラや公共施設の保全、更新を計画的に実施するとともに、災害に強い街づくりに向け、建築物の耐震化・不燃化を推進し、延焼を遮断する道路や緊急輸送道路の整備、豪雨対策など防災対策に必要な都市基盤整備を進める。

各家庭での家屋の耐震化と家具の固定や食料の備蓄、事業者の業務継続計画策定を支援する。また小学校などにおける避難所運営訓練や、発災対応型訓練などにより、区民が地域の避難経路や安全な場所などを知り、顔と顔の見える関係をつくることで、地域の防災力を強化するとともに、災害時要援護者を支援するためのネットワークづくりを進める。避難所などにおける非常用食料の備蓄や災害時にも使える電源、熱源などのエネルギーの確保に努める。

都市復興プログラムにもとづく実践訓練などにより街の復興について区民とともに考えるなど、震災後のすみやかな復旧、復興が進められるように備える。

## 環境に配慮したまちをつくる

国分寺崖線や屋敷林、農地といった、歴史と文化に育まれた世田谷らしいみずとみどりを保全し、地域にあったみどりを創出していくために、市民緑地の指定をはじめさまざまな緑地保全制度による支援、開発にともなう緑化の誘導など、区民との協働によってみどり豊かなまちづくりを進める。

太陽光発電など再生可能エネルギーによるエネルギーの地産地消をはじめ、多様なエネルギーを効率よく活用しながら、自然の恵みを活かして小さなエネルギーで豊かに暮らすライフスタイルの普及・啓発を図り、環境と調和した地域社会をめざす。

低炭素社会の実現に向けて、ごみの発生や排出の抑制、環境教育の充実、自転車の利用促進など、環境行動の普及・啓発に取り組むとともに、環境にやさしい交通環境の整備や環境負荷を抑えた住まいづくりを推進する。また環境に配慮した公共施設の整備や改修に取り組むなど、率先して環境行動を実践することで、区民や事業者を牽引する。

## 地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする

地域のコミュニティを支える商店街や、高い技術を持つものづくり、消費者に直結し地産地消を可能とする都市農業など、区内の産業が持つ公共的役割や多様な区民ニーズに応える力に注目し、担い手となる人材の確保・育成や技術の向上など高度化を支援する。また産業間の連携や大学、行政、NPO、事業者の連携により、世田谷らしい新たな付加価値を創出する産業や、地域資源を活用したソーシャルビジネスの起業、環境保全型事業所などを支援する。地域の産業や資源を活用した「まちなか観光」を行うなど、まちの活性化を図る。高齢者や若者、障がい者、子育て中の人など、地域に暮らす人々の就業・就労や、職住近接の起業支援を進めるとともに、仕事と生活の調和に配慮した雇用環境の整備を事業者に働きかけ、働く人への啓発を行う。



## 文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する

区内にある多彩な文化・芸術資産の魅力を発信するなど、生活の中に文化を感じることができる世田谷ならではのまちづくりを進め、区民が気軽に文化・芸術に親しむことができる機会を提供するとともに、成果の発表の場を確保する。文化・芸術などの分野において活躍する人材との連携や、創造を担う人材の育成を支援する。

いまま残る世田谷の伝統的な地域文化や文化財の魅力を発信し、伝統文化の将来の担い手を育成する。小・中学校や図書館などの教育施設を活用し、区民が生涯を通じて学び合い、世代を超えて交流しながら楽しむ活動の場をつくる。

子どもや高齢者、障がい者、子育て中の人など、だれもが気軽にスポーツを楽しむ機会を提供するため、施設の充実や身近な地域での場の確保に取り組む。さらに区民の健康増進や地域コミュニティの活性化を図るため、総合型スポーツクラブの普及・育成など、地域スポーツを推進する。

## より住みやすく歩いて楽しいまちにする

魅力あるにぎわいの拠点となる駅周辺の道路や駅前広場、みどりの拠点である公園緑地などを整備する。そうした拠点や商業・文化・芸術・スポーツ施設などをつなぎ都市の軸を構成する都市計画道路網を整備し、バス、自転車の交通ネットワークの充実を図るなど、暮らしを支える都市基盤の整備を進め、維持と更新を行う。

秩序ある開発を進めるために、また新しく生まれる街並みが世田谷の新たな風景となるように、適切な土地利用や街づくりを誘導し、良好な住宅都市の形成を図る。自然環境に恵まれ、歴史や文化に育まれた世田谷らしい風景、街並みを守り育てるため、風景づくりの活動支援や、地区の特性に応じた地区計画の策定など、地域住民による街づくりを進める。

道路や公園、建物のユニバーサルデザインを推進し、地域での生活利便性や快適性を高めるとともに、空き家、空き室など地域資源の有効活用を図り、地域住民と協働して、歩いて楽しく快適に暮らせる魅力的な都市全体のデザインに取り組む。

## ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

幅広い年齢層やさまざまな職業を持つ区民が区政に参加できるよう、従来から行ってきた意見交換会やアンケート調査だけでなく、無作為抽出により参加の機会を設けるなど、新たな参加の手法を区民とともに検討し、実施する。

区民による主体的なまちづくりを進めるため、支所や出張所・まちづくりセンターごとに区民参加の手法を工夫し参加の機会を増やす。また小学校を多世代が集う地域の一つの拠点と捉え、区民とともにコミュニティの活性化に取り組む。

そこに住む喜びを共有できるような地域社会をめざして、町会・自治会などの活動を支援するとともに、NPO などとの連携・協力を促進する。区民、活動団体や事業者が地域の課題を共有し、解決に向けた活動を維持・継続できるよう、地域資源の有効活用や環境の整備を進め、区とともに公を担う協働型の地域社会をつくる。

区民がこれまで以上に区政や地域の課題を知ることで、課題解決に向けた活動ができるよう、区の持つ情報の提供手法を工夫し、共有を図る。

## (2) 分野別政策の考え方

「分野別政策」では、基本構想で示された目標や理念を踏まえ、「九つのビジョン」を行政の各分野において具体化するとともに、各分野の総合計画や法定個別計画などとあわせ、区としての政策・施策の全体像を明らかにする。

## (3) 地域ビジョンの策定

住民自治をより発展させ、地域住民の意思を反映した施策を展開するため、住民参加のもとで、地域・地区ごとの将来像である「地域ビジョン」を明らかにする。

#### (4) 実現の方策

基本計画を推進する上での執行体制のあり方について、取り組みの方向性を明らかにする。

##### 自治権の拡充と持続可能な自治体経営

地方分権の動きの中で、区の実情に即した独自の基準づくりや、国へのさらなる見直しの働きかけなどを主体的に実施する。また児童相談所の機能と権限、教員人事権、都市計画決定権限の移譲などの都区制度改革を、他区と連携・協力しながらリーダーシップを持って進めていく。

社会構造や行政需要の変化に的確に対応できるよう、自治権拡充と財政自主権の確立に取り組み、新たな歳入の確保や財源の効率的運用、施策の優先度にもとづく再構築などの行政経営改革を進め、財政基盤の強化を図る。

また公共施設に関しては、公共施設白書にもとづき方針を整理し、計画的な保全、更新、再配置、用途転換や複合化などを行う。

##### 執行体制の整備

地方分権時代にふさわしい経営感覚や高い専門知識を持ち、危機対応能力や政策形成能力に優れ、区民参加に積極的に取り組む人材の育成、配置を計画的に行う。

地域行政制度の充実を図るとともに、区民の視点に立って多様な課題に対応できる柔軟な組織体制を構築する。

地域行政制度をはじめとする全庁執行体制の今後のあり方や災害対策本部機能の充実を視野に入れ、老朽化した区庁舎の計画的な改築、改修などを進める。

また、モバイル端末やソーシャル・ネットワーキング・サービスの普及に対応した情報提供の研究・実践を行うなど、情報通信技術を積極的に活用して区政の活性化を図るとともに、業務・システムの標準化、省力化など、執行体制を強化するための情報化を推進する。

## 行政評価の推進

基本計画を着実に進めるため、施策ごとの指標にもとづき定期的に成果管理を行う行政評価を徹底し、課題と改善方法を明らかにする。区民や学識経験者によって構成する外部評価委員会などが評価を行う。評価結果や改善結果を区民へ公表する。

## 区民参加の促進

防災・減災など共通の課題の解決を進め、地域活動団体相互の連携を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かい行政を展開し、区民が地域や行政に参加する機会を増やしていく。また政策形成の過程において、より幅広い層の区民が主体的に参加する機会を拡充するため、従来の広聴や区民参加の手法に加え、他自治体の取り組みや先進事例などを研究し、新たな参加のしくみをつくる。

住民自治を支援するため、区民が区政の情報を手に入れやすいよう、紙や電子など幅広い媒体を活用し、情報の発信力を高める。また区政に関心のある区民を一人でも多く増やしていくため、広報の手法を工夫し、区政の情報をわかりやすく、繰り返し伝えていくように努める。

## 広域協力と自治体間交流

区民に身近な自治体として、対等な立場から国や都と相互協力していく。また近隣自治体とも連携しながら広域的な課題解決に取り組む。

縁組協定を結ぶ川場村をはじめ他の自治体との関係を深め、互いの特色を生かして災害時の協力体制などを築くほか、親善や相互理解を図るための国際交流も進めていく。